**平成２３年（フ）第１０２２号**
大阪市此花区高見１丁目３番33―503号
債務者　河野　順子
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第１０４２号**
大阪市住之江区粉浜西３丁目１番８―901号永野方
債務者　青木　作智（旧姓永野）
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第１０５１号**
大阪府守口市紅屋町７番10―201号
債務者　福守量子こと　福守　良子
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第１０６０号**
大阪市住吉区遠里小野２丁目15番５―704号
債務者　加藤　由美
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第１０６４号**
大阪市住之江区柴谷２丁目１番３―410号
債務者　柏原　崇子
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第１０６７号**
大阪市西成区天下茶屋３丁目５番18号　古里荘３Ｆ36号
債務者　渡邊　雄三
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第１０８４号**
大阪市生野区巽南３丁目19番43―603号
債務者　三橋　弘江
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第１０８６号**
大阪府門真市大字三ツ島1798番地の１、前住所大阪府門真市江端町１番12号
債務者　山田　陽子
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第１０９０号**
大阪府池田市石橋４丁目11番７号
債務者　上田　聡子
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第１０９１号**
大阪市生野区巽北１丁目23番７号　グレースコーポ205
債務者　金岡美佐江こと　劉　美佐江
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第１０９３号**
大阪府豊中市熊野町４丁目15番21号
債務者　木村　敏子
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第１０９６号**
大阪府東大阪市御厨中１丁目５番４号　正和文化
債務者　木田　増子
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第１０４２号**
熊本市東野１丁目３番21号
債務者　木村美枝子
1　決定年月日時　平成23年２月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２２年（フ）第３５５３号**
札幌市東区北23条東７丁目３番６―305号
債務者　西村　高博
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第３７９９号**
札幌市北区北24条西２丁目４番20号　チェリーパレス24―102号
債務者　細川　洋子
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第３８０６号**
北海道石狩市浜益区幌1079番地１
債務者　小野田敦美
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第３８５９号**
東京都東大和市奈良橋４丁目657番地の１　ヴァンベールⅢ201号室、申立時の住所北海道江別市野幌屯田町44番地の12　コーポ白樺Ａ203
債務者　稲葉　亜衣（旧姓矢部・石上）
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部